

令和元年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和元年7月4日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について
 - 議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
 - 議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について
 - 議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
 - 議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
 - 議案第51号 工事請負契約の締結について
 - 議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
 - 議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第54号 調停申立て等について
 - 陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求め

る意見書の提出を求める陳情

日程第2

常任委員会の閉会中の継続調査申出事件について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	深谷直弘
秘書人事グループリーダー		杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー		山下浩二
総	務部長	内田徹
行政グループリーダー		中川幸紀
行政グループ主幹		久世直子
財務グループリーダー		竹内正夫
財務グループ主幹		清水健
市	民部長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー		内藤克己
経済環境グループリーダー		板倉宏幸
経済環境グループ主幹		都筑達明
税務グループリーダー		亀井勝彦
福	祉部長	加藤一志

地域福祉グループリーダー	加藤 直
地域福祉グループ主幹	唐島 啓一
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口 真樹
健康推進グループリーダー	磯村 和志
こども未来部長	木村 忠好
こども育成グループリーダー	磯村 順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木 明美
都市政策部長	杉浦 義人
土木グループリーダー	杉浦 睦彦
都市計画グループリーダー	田中 秀彦
防災防犯グループリーダー	神谷 義直
上下水道グループリーダー	清水 洋己
会計管理者	三井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島 正明
学校経営グループ主幹	鈴木 剛
監査委員事務局長	山本 時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大岡 英城
主査	加藤 定
主査	神谷 直子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力いただきますように、よろしく願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長（柴田耕一） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月25日、午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された一般議案5件、補正予算1件、陳情5件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について、委員より、個人市民税の非課税範囲の対象が広げられることについて、主な改正内容はとの問いに、地方税法等の改正において、子供の貧困対応のため、児童扶養手当の支給者で前年合計所得金額が135万円以下のひとり親に対し、令和3年度分以後の個人住民税、市民税、県民税が非課税になるとの答弁。

同委員より、今回の追加対象人数はとの問いに、児童扶養手当グループ確認では、現時点で約50名程度との答弁。

同委員より、所得135万円以下というのは、会社員の場合、年収ベースで幾らまでが対象となるかとの問いに、令和3年度における控除額で算出すると、給与所得者の場合、給与収入で204万2,000円以下の方が対象との答弁。

同委員より、環境性能割はとの問いに、消費税率が10%に引き上げられる段階で自動車取得税が廃止され、環境性能にすぐれた車両普及促進のため、排ガス性能及び燃料性能に応じた軽自動車税環境性能割が新たに市税として導入され、現在の軽自動車税は令和2年度から毎年課税される種別割と、軽自動車の取得時、新車、中古車の取得価格が50万円を超える場合に課税される環境性能割の2つの構成になるとの答弁。

議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、最低賃金をすぐに時間額1,000円以上に引き上げるとあるが、賃金支払

い能力のない企業の倒産を招き、結果として失業者の増加につながる事が予測されることから、この陳情には反対。

他の委員より、すぐに時間額1,000円以上に引き上げることは、全ての中小企業が対処できるとは思えず、この陳情には反対。

陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、国が一律に公共サービスに従事する労働者の賃金を保障する公契約法を制定するには、十分な調査や研究、議論が必要である。現時点で意見書を提出する段階ではないと判断し、この陳情には反対。

他の委員より、公共サービスの民間開放は時代のニーズでもあり、この陳情には反対。

陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、労働政策は労働者と使用者双方のバランスを考慮しながら決定されるものと考えてるので、この陳情には反対。

他の委員より、「高度プロフェSSIONAL制度を廃止する」とあるが、この制度は本人の同意が前提になっていることから、この陳情には反対。

陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、行革努力を反映する交付税の算定や、トップランナー方式は廃止とあるが、頑張って経営努力している自治体には意欲向上や目標の達成のための刺激策が望ましく、また、トップランナー方式の成功事例を採用することで歳出抑制が達成される試算も出ており、財政運営の見直しに寄与することも考えられるので、この陳情には反対。

他の委員より、国の財政も厳しく、全てを国の財源で行うことは難しい。国と地方が知恵を出し合うことが今後は重要と考え、この陳情には反対。

他の委員より、地方交付税の法定率の引き上げについては、各自治体の意欲をなくすことも考えられるので、この陳情には反対。

陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、消費税増税は、国の債務解消と少子高齢化による社会保障費、少子化対策費用などの財源確保に特化したものである。特定の世代や人に集中することなく、国民みんなで平等に負担する消費税は、最も公平かつ財源確保の手段として適切と考えるため、この陳情には反対。

他の委員より、後世に借金のおツケを残さないためにも、引き上げはやむを得ないと考えるため、この陳情には反対。

なお、本委員会において自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第52号は、挙手全員により原案可決。

陳情第1号、第2号、第3号、第4号、第5号は、挙手なしにより不採択。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、神谷直子議員。

〔福祉文教委員長 神谷直子 登壇〕

○福祉文教委員長（神谷直子） おはようございます。2番、神谷直子です。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る6月26日、午前10時より、委員全員及び市長を初め関係職員出席のもと開催されました福祉文教委員会において、当委員会に付託となりました案件は、一般議案3件、補正予算2件、陳情4件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告をさせていただきます。

議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、なぜこの時期か。平成30年度は済みであり、扱いについてはどうなるのかという問いに、介護保険法施行令の改正が平成31年3月末に公布されたので、この6月になりました。介護保険料は、3年間の給付実績を見込み、保険料を定めます。今回の条例改正は、令和元年度、平成31年4月1日からの施行となります。30年度はいただいているので変わりませんとの答弁。

議案第51号 工事請負契約の締結について、委員より、事業の期間は。採決後、契約され、来年の3月24日までの予定だが、その後のスケジュールはという問いに、7月4日契約、本会議での議決後、スケジュール調整との答弁。

同委員より、国の補助金は最終的にどれくらいかという問いに、概算で1億円ぐらいの予定との答弁。

他の委員より、2社とかで早くするということはできなかったのかという問いに、応札する業者の確保が難しく、1社で入札の不調にならないようにしたとの答弁。

他の委員より、冬は間に合うような形はとれるのかという問いに、今から調整をいたしますが、まだ詳細に決まっておりませんとの答弁。

同委員より、広報はどのようになっているかとの問いに、スケジュールが決まり次第、学校には連絡をしていく予定で、保護者にはきちんと使えるようになってから連絡していくとの答弁。

議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）、委員より、青少年育成活動支援費で、青少年ホーム管理事業4,264万9,000円の減額の理由はどの問いに、当初、負担金で跡地発

生土を場外へ運搬処分を行う予定だったが、県から、解体工事が出た分は市が排出事業者となり運搬処分すべきと言われ、3月補正の追加補正のところで委託料への組み替えをしたので、その分の減額という答弁。

同委員より、また再度、減額の予算が出るという理解でよかったかとの問いに、そのとおりですとの答弁。

同委員より、教育費委託金の道德教育の抜本的改善、充実に係る支援業務委託金の詳細な内容は。額の変更になった理由はとの問いに、県からの委託事業で、道德教育が新しく教科化されました。考え、議論する道德へと質的な変換を図っていく研究内容で、3月末の県議会の議決後に決定するので、この6月の直近での補正予算との答弁。

他の委員より、主要新規事業とみんなでまちづくり事業、まちづくり体験ソフト導入業務委託等について、これまでの事業との関係性や、業務にかかわった方とのその後のつながり、事業の継続性についての問いに対し、若い人たちが高浜のことを思い続けてもらえる、かかわりを持ってもらうための入り口をふやしつつ、事業にかかわった方が市外へ出られたとしても、高浜の情報を発信し、つながり続けられるような取り組みについて検討し、今後もしろんな角度からきちんと予算をつけて、皆さんの御理解を得ながら、高浜の将来のために続けていくべきだというふうに考えているとの答弁。

議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、質疑ありませんでした。

議案第54号 調停申立て等について、委員より、どのような協議をされていたのかとの問いに、ものづくり工房・あかおにどんの返還に当たり、原状に回復すると契約書に定められており、市と相手方に隔たりがあり、どの時点へ回復するかで協議がまとまりませんでしたとの答弁。

同委員より、相手方の条件は受け入れられないということで、それに対し、市としての判断と市の弁護士の判断はとの問いに、市は今の状態でお返しをさせていただきたいと申し上げており、弁護士の見解はそこまでの回復は必要ないのではないかという答弁。

他の委員より、返すときにどの状態にするか契約書を取り交わしていなかったのかとの問いに、ものづくり工房・あかおにどんに改修をした後、前の所有者の方と賃貸借契約を締結しました。賃貸借契約書の中には、物件の返還に当たっては原状に回復するという文言が記されておる状況ですとの答弁。

同委員より、途中で所有者がかわったときに新たな別の契約書を結んだのか、それとも前の契約書を引き継いだのかという問いに、所有者がかわったときに新たに土地建物の賃貸借契約を締結したとの答弁。

陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情、委員より、反対とする理由は、政府は国の役割を地方自治体に丸投げする道州制

を検討しているとある。基本的に道州制というのは、国でやるべきことと地方でやるべきことをしっかりと分けた上で、財政も合わせて移譲するのが本来の考え方で、意見書も同じとの意見。

他の委員より、国の行政機関の機構、定員管理に関する方針については、戦略的人材配置の実現などを推進するものであり、国が合理的かつ適切に運営されるために策定している。また、道州制についても、国の役割を丸投げするものではないと考えるため、反対するとの意見。

他の委員より、国は総人件費抑制ということで定員削減を進めています。総定員法は廃止し、国の役割を地方自治体に丸投げするような道州制を検討し、国の役割を放棄し、地方自治体に道州制で国の役割を押しつけるようなことで、予算、人員体制を強化し、公務、公共サービスの拡充が求められているので、賛成との意見。

陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、反対。理由は、基本的に安全保障というのは国が進めるべきものであるという意見。

他の委員より、同じく反対で、政府は民意を真摯に受けとめ、さまざまな努力をしているという意見。

他の委員より、日本国憲法が保障している地方自治というもとの本旨、それに基づいて地方自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することや、沖縄県民の今までの選挙などの民意を尊重し、米軍基地建設の計画を白紙に戻すことなど、この陳情には賛同でき、賛成するという意見。

陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情、委員より、大幅増員と賃金の引き上げを求めるとあり、今の経済から見たら難しいと思うので、反対という意見。

他の委員より、反対。保育士の人材定着や確保は現場において課題であり、基準の改善を掲げておりますが、本来、子供の年齢や関係性など保育環境の視点や職場環境全体も交えて議論すべきことだという意見。

他の委員より、国において本陳情に掲げる事項は、現状、最大限努力されていると考えるため、反対です。

他の委員より、県では保育労働実態調査が行われ、1万人以上の保育士から回答がありました。その結果、休憩時間に事務を行う、月に14時間以上の不払い残業、多くの持ち帰り残業などの実態が明らかになっており、賃金は「不満」「やや不満」と答えた人は60%以上に上がっている。国の定める職員配置基準は現場の実態とかけ離れた低水準で、保育指針で定められた業務に必要な事務時間だとか会議時間も考慮されておらず、保育士が必要性をきちんと発揮し、質の高い保育を実践し、離職せずに働き続けられるように、職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を国の責任において行っていくことが求められるので、賛成するという意見。

陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の

提出を求める陳情、委員より、幼児教育の無償化により保育の質や子供の安全が脅かされかねないとあるが、それによって失われることはないので、反対という意見。

他の委員より、反対。3項目めに公定価格や配置基準を大幅に引き上げ、保育労働者の定着、確保を図るとあるが、これは陳情第8号と同趣旨の内容であり、陳情第9号も陳情第8号と同様の理由で反対という意見。

他の委員より、本陳情に掲げる事項は、国において現時点で適切な制度設計を行っているとともに、財源等についても最大限努力されていると考えるため、本陳情には反対。

他の委員より、ことしの10月から消費税の引き上げと同時に幼児教育・保育の無償化が予定されていますが、無償化は世界的な潮流であるが、今回の無償化は、利用する保護者に対し利用費を支給するとしており、無償での現物給付ではありません。さらに保育士がいない施設や指導監督基準以下の認可外施設も含めて対象としており、地方自治体がこれまで積み上げてきた保育の質、子供の安全、職員の処遇改善など、脅かしかねない状態になっています。費用負担の割合は、公立施設は10分の10市町村の負担とされていますし、無償化をする前に待機児をなくすほうが優先されるべき。幼児教育や保育の無償化は現物給付により行うこと、実施に必要なあらゆる財源は、2020年以降も国の責任において全額国費で確保することなどという、全て賛同できますので、この陳情には賛成するとの意見。

当委員会での自由討議をする案件はありませんでした。

以上、審議の結果、採決を行いましたので、結果の報告をいたします。

議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、挙手全員により原案可決。

議案第51号 工事請負契約の締結について、挙手全員により原案可決。

議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）、挙手多数により原案可決。

議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）、挙手全員により原案可決。

議案第54号 調停申立て等について、挙手多数により原案可決。

陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情、挙手少数により不採択。

陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情、挙手少数により不採択。

陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情、挙手少数により不採択。

陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された案件の審議結果であります。

詳細は、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上をもって福祉文教委員会の委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〔福祉文教委員長 神谷直子 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について。

本議案は、法人市民税法人割の税率を、現行9.7%を6%に、3.7%も引き下げるものです。実施は消費税10%増税と同じ、ことしの10月からです。その影響額は2020年度で2億円と見込まれています。

現在、法人税率の最低税率は9.7%、最高税率は12.1%となっています。平成26年度10月からの引き下げ実施以前は、最低税率12.3%、最高税率14.7%でした。法人税を国税化して、普通交付税の財源にするとの国の方針に沿ったものです。

反対の理由は、条例第2条、第33条の4で規定している、法人市民税法人割の税率を現行9.7%を6%に引き下げるというものです。

高浜市は、きょうまでずっと標準税率といいながら最低税率としてきました。今回の税率引き下げは前回の2.6%と比べても、3.7%と引き下げ率も大きくなっています。今後、同水準の法人税額として2億円もの減収になるのに、何の手立ても打たず看過することは、市長としての課税自主権を放棄することにほかなりません。企業の収益は納税によって社会に還元し、福祉向上に役立てることは、自治体としての基本です。

総務省自治税務局市町村課の発行している市町村税の税率等に関する調べ、平成30年4月1日現在によると、全国人口5万人以上から50万人未満の市490自治体のうち最低税率9.7%は、91団体18.57%で、それを除くほかの81.43%は、何らかの超過課税を行っています。西三河9市の中でも、知立市は資本金1億円以上に最高税率を課しています。愛知県も県税の最高税率1.8%で、平成29年度217億8,073万6,000円の超過課税分の超過課税を得ています。

大企業は現在、史上最高の450兆円の内部留保金を溜め込んでいます。法人税、市県民税、事

業税を合わせた実効税率は、昭和59年の43.3%のピーク時から平成30年度23.2%に引き下げられています。そのほかにも大企業への研究開発費を初めとする優遇措置、株利益に対する低い税率など、幾重にも大企業への税軽減優遇措置が図られているも、高浜市がほかの81.43%の自治体のように超過課税に踏み切っても、痛くも痒くもないと思います。

市長は、超過課税にすると企業が逃げていくという、根拠のない呪縛にとらわれているのではないのでしょうか。企業自身が、税率の大小よりも、営業活動がしやすいかどうかで海外や国内への移動を考えると述べています。どんなに恩恵を与えても、都合よく進退を決めるのが大企業です。無責任な企業の撤退等を防止し、企業の社会的役割を明記した条例制定など、本気で自治体として対策を取るべきです。企業に対して堂々と物言える市町や自治体でこそ、対等平等に社会的責任を求めることができるのではないのでしょうか。

消費税増税や社会保障削減、マクロ経済スライドで減り続ける貧しい年金制度を強行しながら2,000万円の貯金をせよという安倍内閣に匹敵する、市民いじめの市政は改めるべきと考え、第45号に対する反対討論といたします。

議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について。

本議案は、国保の保険料を課税限度額を現行58万円を61万円にすることと、減額対象者の所得の算定を拡大するものです。

昨年にも広域化に伴って保険料の引き上げがなされ、その後すぐまた引き上げがされています。これは、政府が社会保障費を削減しているためであり、国保には他の保険にはない標準割と均等割という制度があり、人一人に対して、特に子供さんの場合、高浜市では3万9,200円という負担がかかってきます。この制度の負担分を国が1兆円負担して、全国の均等割の保険料の分を負担すべきだと、全国知事会や全国市長会などが要望を続けています。国が補助を以前下げたままのこともあり、国保は高過ぎる国保税となっています。住民からは払い切れないの声が上がっています。

以上、理由を申し述べまして、反対討論といたします。

議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、まとめて反対討論をいたします。

本条例は、消費税率が令和元年10月1日に引き上がるに伴い、高浜市水道事業給水条例、下水道条例、それぞれの料金の計算に用いる係数を、100分の108から100分の110に改めるというものです。

消費税導入から30年、2014年に5%から8%に増税されてから5年が経ちました。安倍政権による増税と物価値上げ、社会保障の削減、実質賃金の低下、年金削減が、暮らし、健康、命と営業に大きな影響を与え、貧困と格差を拡大しています。内閣府は5月13日、ついに景気動向指数を6年6カ月ぶりに悪化したと発表しました。この7月にも悪化判断がされました。これまで安

倍政権は、2014年に消費税を8%に増税をし、次は10%を狙っています。まさに消費不況が続いている中での増税であり、認められません。

高浜市の水道料金は、平成29年度、給水戸数は2万69戸、水道料金は税抜きで7億5,226万3,171円。消費税が2%上がれば市民負担がふえます。市民負担が約1,500万円ふえます。水は人の暮らしに欠かせません。この大切な水に消費税を10%に値上げすることは許されません。さらに下水道条例により、下水道利用家庭に使用料税込みで3億4,297万4,290円に、2%の増税分が700万円近くが加わります。

消費不況が続く中、市民泣かせの消費税値上げに反対し、討論いたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第45号高浜市税条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正につきましては、さきの通常国会において成立した、地方税法等の一部を改正する法律の施行に基づいて、高浜市税条例等の一部を改正するものであります。

改正内容として、子供の貧困に対応するために、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けているひとり親に対し、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、令和3年度以降、個人市県民税を非課税にする措置を追加するものであります。

また、法人税の地域間の税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るために、本年10月1日に消費税率が10%へ引き上げられる際に、法人住民税の標準税率が引き下げられますが、新たに創設される法人事業税交付金が県から交付されます。

また、消費税率の引き上げにより地方消費税交付金も増額されるため、税率の引き下げに伴う減収を補填する仕組みは用意されていることから、本件に賛成いたします。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第47号、第48号、第49号の3議案について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

初めに、議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険税は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益と負担との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の税負担に一定の上限を設けております。

今回の政令改正は、高齢化の進展等により医療給付等が増加傾向にある状況下において、安定

した保険料収入を確保するため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることにより、高所得者層には以前より多くの御負担をいただくこととなります。しかし一方で、軽減判定所得を引き上げることにより、低所得者層に配慮した国民健康保険税の設定が可能となる内容となっております。

このような趣旨による政令改正に基づいて条例改正を行うわけですので、本議案に賛成いたします。

続きまして、議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正についての2議案についてでございます。

両議案は、平成28年11月18日成立、28日施行の法律第85号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律により、消費税法が一部改正されたことによるもので、また、水道料金や下水道使用料は課税対象とされていることから、法にのっとり条例の一部を改正するものは当然のことと考えますので、両議案に賛成いたします。ありがとうございます。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第54号 調停申立て等の議案について、反対します。

まず、双方の話し合いがどのように進められていたか判断材料が少なく、判断できません。調停は双方の話し合いがつかなかった場合の最終手段です。現時点で話し合いの過程について詳しい報告がなされず、またどのような契約がなされているかについても、契約書を確認できない状況でありますので、反対いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第54号 調停申立て等につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この議案は、ものづくり工房・あかおにどんの返還に当たり、相手方との協議が不調となったため、返還条件についての調停を求めるものであります。

相手方とは原状回復の考え方に違いがあり、合意に至らなかったとお聞きしました。当事者同士の話し合いが平行線となり、合意に至らないといった現状は、市にとって好ましくありませんし、相手方の土地利用にも支障を来すこととなります。

また、この状態を放置しておくことは、互いのメリットになりません。調停は解決に当たっての有効な方法であると考えます。高浜小学校の整備事業により、IT工房・クリックと時を同じ

くしてあかおにどんが機能移転され、既に役割を終えた施設の返還を早期に行うことは、市民にとって有益であります。

第三者を入れた話し合いを始めるに当たり、そのスタートラインに立つための議案であると認識していますので、本議案には賛成いたします。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、反対の立場から討論いたします。

本補正予算は、老人・成人保健事業など、必要な費用の計上もありますが、10款教育費負担金、青少年ホーム管理事業負担金、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金について、昨年7月に臨時会で、勤労青少年ホームの跡地から土砂が出たとのことで、それを排出する費用を計上した8,200万円が、事業を行うはずの業者が契約を破棄したとの理由で、それから半年もたつて、委託金で行うはずのものが今度は負担金に変化し、金額も約3倍にも膨れ上がるということになりました。現在これに絡んで一般質問で質問している方もいるほどで、納得のいく説明がされてはいません。今回4,264万9,000円の減額がされたといっても、納得がいったとは言えません。

勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費用の負担金については、賛成できません。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案では、これまで本市が取り組んできた協働のまちづくりをこれからも継続していくため、担い手の発掘や育成に関する費用が計上されています。まちへの愛着を育むためには、若い時期にまちづくりにかかわることが必要であり、若者をターゲットとすることは非常に効果的です。

みんなでまちづくり事業では、ゲームという新たなツールを活用し、実際に考えたことを実現できるステージがあることは、今の若者の意欲を引き出すために重要な要素で、時代に即した手法であると考えます。若者みずからが進んでこの企画に参加できるよう、周知を徹底し、人材を確保することが、市制50周年そして将来の高浜のまちづくりへつながることが期待されます。

地域内分権推進事業では、高浜の防災を考える市民の会の活動を充実させるため、災害用資機材の購入等を支援するためにも、費用の計上をされています。高浜の防災を考える市民の会の活動のような自主的なコミュニティ活動を促進するためには、活動をより効果的に実施していくた

めの環境整備が必要です。助成金を活用して新たな資機材を確保することで、活動の幅が広がります。また、市にとっても新たな災害用資機材の確保といったメリットがあります。災害発生時に活用できるよう、早期に町内会やまちづくり協議会と情報共有を図り、仕組みを構築していただきたいと思います。

次に、予防接種事業では、30代から50代の男性を中心に風疹の抗体を持たない方が一定数存在しているため、当該世代を対象とした風疹の発生及び蔓延を予防する対策で、対象者が抗体検査と定期接種を受けやすい環境を整えるものであり、必要な事業と考えます。

また、保育管理運営事業では、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により実施される幼児教育・保育の無償化に対応するため、必要なシステムの改修費用が計上されたものです。

青少年ホーム管理事業負担金ですが、入札が不調に終わり、発生土運搬処理を速やかにかつ確実に進めるために、負担金にしたことは理解できます。今回、愛知県から指摘により、一部直接処理のための組み戻し負担金を減額するものですが、既に営業が始まっているコパンさんが協定に従いいち早く全面営業ができ、市民に健康推進に活用できるためにも、適正に処理をされると考えます。

これら、これまで培ってきた協働のまちづくりをさらに充実させるための取り組みを中心として上程されたものであります。いずれも本市のまちづくり、住民福祉の向上に必要な予算であり、目指すべき将来の姿をしっかりと見据えながら一步一步前進していかれることを期待申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 令和元年度高浜市一般会計補正予算について、賃借物返還調停等業務委託料以外については賛成できますが、この委託料については認められないため、反対します。

調停は、裁判と違い、調停員に対しそれぞれの意見を述べることしかできないので、弁護士に委託料を払うことなく職員で対応できることです。

よって、この委託料は不適切な支出と判断し、補正予算について反対します。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第1号から第9号までまとめて、日本共産党を代表して賛成討論いたします。

陳情第1号から第8号までは、提出者は名古屋市北区柳原3-7-8の春の自治体キャラバン実行委員会代表、樽松佐一さんです。

陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情。

日本の地域別最低賃金は47都道府県に設定されており、東京と地方の格差が最大224円にも上がり、年1,800時間労働で換算すれば40万円もの所得格差が生じます。現行の制度では、年々地域間格差が拡大することは避けられず、労働力の一極集中がさらに進み、地域社会や地域経済を一層疲弊させるおそれがあります。

地域住民の生活を守り、地域経済を守るためには、全ての労働者の賃金を直ちに時間給1,000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を実現することが急がれています。

市政クラブなどは、中小企業などは賃金を払えない企業が出てくるので反対との反対意見がありました。だからこそ中小企業に対する特別支援を行うことの見解を出すよう、陳情が出ていると考えます。

子供の貧困の大もとも最低賃金の低さで、先進諸国の中でも日本は最も低く、日経新聞紙上で、先進地の中でほかの国は右肩上がりがこの20年間続いているが、日本は唯一低下していると指摘されたくらいです。よって、この陳情に賛同し、賛成といたします。

陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情。

2009年に公共サービス基本法が施行され、必要な施策を講ずるよう努めるものとするが、あくまで個々の自治体の努力に委ねられています。自治体によっては、公契約条例を制定して努力しておられる自治体もありますが、まだまだわずかです。

公共サービス基本法第11条を確実に実施できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすことなどの意見書を求める陳情は当然と考えますので、賛成といたします。

陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情。

1つ、人間らしく8時間働いて暮らせる雇用・労働環境を整備すること。

1つ、過労死の温床となる高度プロフェッショナル制度は廃止すること。裁量労働制の対象業務の拡大は行わず、導入と運用の厳格化すること。

1つ、時間外・休日労働は、週15時間、月45時間、年間360時間を超えないものとする。

1つ、勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔を置く「勤務間インターバル制度」を導入すること。

1つ、夜勤交代制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。

1つ、解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりは行わず、整理解雇4要件を法制化するなど、解雇規制を強化すること。

この意見の提出を求める陳情に反対意見として、政府が進めている改革は、一人一人が自覚を持ってとか、使用者の立場が書かれていないなど出されましたが、政府側、資本家側の立場でなく、働く者の立場に立った解決策を要望した陳情で、どの要望も理解できますので、この陳情に賛成いたします。

陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。

地方財政の拡充を求める陳情で、地方自治体には、住民が安心して暮らし続けられる地域づくりが求められています。しかし、政府は、地方交付税の算定に行革努力を反映させ、民間委託を先進的に進めている自治体のコストで算定させるなど、地方自治への不当な介入を行っています。さらに政府は、スマート自治体への転換で自治体職員を半減化し、広域な圏域単位での行政をスタンダードにすることを目指すとしています。

地方自治を根本から破壊するものであり、地方団体や日本弁護士連合会からも批判や危惧の意見が上がっているところです。

反対意見として、国の財政は厳しいとか、自治体が意欲をなくすから反対など、意見が出ましたが、今後、会計年度任用職員制度や幼児教育・保育の無償化など、新たな国の施策に必要な財源を国の責任において確保すべきことが山積しており、地方財政の抜本的な拡充こそ必要になります。よって、この陳情に賛同して、賛成いたします。

陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情。

本陳情は、消費税率10%への引き上げの中止を求める陳情で、社会保障の財源のためとか、後世に借金を残さないためとか、1,000兆円以上の赤字があるためとか、反対意見が出されました。30年も消費税を取ってきて、なぜ借金がふえたのでしょうか。

消費税が国へ入った分の8割方は、法人税の引き下げに回ってしまっています。ですから、幾ら消費税を集めても、ザルの底が抜けているようなものです。1,000兆円以上の借金がある、財源不足と言われますが、安倍首相はトランプさんにいい顔をして、先日もF35戦闘機を爆買いと批判されていますが、これはローンで買うようなもので、後々それこそ借金が残っていきます。

政府は10%への増税対策として、プレミアム商品券の発行やキャッシュレス決済へのポイント還元を検討していますが、期限も限られた一時的なもので、消費税対策が終了しても10%増税は続きますし、軽減税率やキャッシュレス対応のレジへの変更など、業者に多大な負担を押しつけるもので、負担に耐えられない小売業は200万件にも上るとマスコミで報道していました。

さらに、5月21日には、岩田規久男前日銀副総裁や元内閣官房参与の藤井 聡京大教授ら、有識者からも反対しています。また、政権中枢の萩生田幹事長代行は、増税延期の可能性を述べました。

今行うべきことは、国民の消費購買力を高め、地域の経済を活性化させ、内需主導の経済政策に切りかえるときです。消費税率10%への引き上げを中止することという陳情に対して、当然と

の思いで意見を述べさせていただき、賛成討論といたします。

陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情。

この陳情は、総人件費抑制を前提とした国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を進めていますが、住民の暮らしと命、安全・安心を守るために、総定員法は廃止して新たな定員合理化計画は策定しないでくださいということや、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制を検討していますから、憲法で定められた国の役割を放棄して道州制を、地方自治体に国の役割を押しつけるなど、とんでもありません。住民の暮らしと命を守るために、国の出先機関の予算、人員体制を強化するなど、公務、公共サービスの拡充が求められています。よって、この陳情に賛成します。

陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書。

日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することや、沖縄県民の民意を尊重し、米軍基地建設計画を白紙に戻すことなどの陳情に、沖縄の方たちは何度も民意を示し、さきの住民投票では辺野古基地はいらないとの意思を示したのであって、政府の側がいつまでも辺野古の海に土砂投入をしています。即刻中止すべきです。

以上、理由を述べて、賛成討論といたします。

陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情。

愛知県では、研究者らによる保育労働実態調査が2017年に行われ、1万人以上の保育士から回答がありました。正規職員の調査結果からは、休憩時間に事務を行っている実態、月14時間以上の不払い残業、多くの持ち帰り残業などの実態が明らかになっています。賃金に対しては、不満、やや不満と答えた人は63.2%に上がっています。

ところが、国の定める職員配置基準は、現場の実態とかけ離れた低水準で、保育指針で定められた業務に必要な事務時間や会議時間も考慮されていません。

保育士が専門性を発揮した質の高い保育を実践し、離職せず働き続けられるよう、保育士の職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を国の責任において行っていくことが求められるので、この陳情に賛成いたします。

陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情。

本陳情は、陳情者は名古屋市北区柳原3-7-8、日本自治体労働組合総連合愛知県本部執行委員長、長坂圭造さん、名古屋市熱田区沢下町9-7、全国福祉保育労働組合東海地方本部執行委員長、薄 美穂子さんの提出です。

消費税の引き上げと同時に、幼児教育・保育の無償化が予定されています。無償化は世界的な潮流ではありますが、今回の無償化は、利用する保護者に対して利用費を支給するとしており、無償での現物給付ではありません。さらに、保育士がいない施設や指導監査基準以下の認可外施設も含めて対象としており、地方自治体がこれまで積み上げてきた保育の質、子供の安全、職員の処遇改善などを脅かしかねないものです。費用負担の割合は、公立施設は10分の10が市町村の負担とされています。

幼児教育・保育の無償化は、現物給付により行うこと。実施に必要なあらゆる財源は、2020年以降も国の責任において全額国費で確保することなどという陳情は、全て賛同できますので、この陳情には賛成いたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 討論の途中ではございますが、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時6分休憩

午前11時14分再開

○議長（北川広人） それでは、少し時間が早いようではございますけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、神谷利盛議員。

〔4番 神谷利盛 登壇〕

○4番（神谷利盛） では、議長の許可をいただきましたので、陳情第1号から陳情第5号まで、反対の立場で討論させていただきます。

まず、陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情についてですが、最低賃金は最低賃金法第9条第2項において、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないと規定されています。全国の自治体ごとに見れば、それぞれの地域において生計費、物価、企業労働者の賃金、企業の支払い能力等はおのずから違ってきます。健全な企業活動の継続を大前提にすべきであり、最低賃金についてはおのおのの地域においての総合的に判断されるべきものと考えます。

したが、全国一律の最低賃金を前提とした意見書の提出には反対です。

次に、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情についてですが、高浜市においては、工事品質の低下や労働者の雇用条件の悪化などの要因となり得る入札予定価格を大幅に下回る金額での受注を防ぐために、低入札価格調査制度の導入や最低制限価格の設定及び中間期の前払い制度の採用等の対策を行っています。この対策により、元請、下請の労働者の賃金や労働時間を確保できるように配慮してい

ます。

各自治体においては、官製ワーキングプアという問題に対し、公共サービス基本法の理念を踏まえ、さまざまな取り組みを行っているのが現状であると判断しています。

したが、公契約法の制定を前提とした意見書を提出する段階にはないと判断しますので、この陳情には反対します。

次に、陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情についてですが、政府が進めている働き方改革は、労働現場での問題解決のために、労働者の置かれたさまざまな事情に応じて多様な働き方が選択できる社会を実現し、労働者一人一人がよりよい将来展望と希望が持てることを目指したものであります。

ただし、雇用者側の状況も十分に配慮し、双方のバランスのとれた政策にすべきであり、労働者側だけの事情のお仕着せは、結果、そのしわ寄せが労働者側へ押し寄せるものとなります。

したが、雇用者側に対する意見が一切表現されていないこの陳情には反対します。

次に、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情についてですが、政府が地方交付税の算定において、熱心に行革努力をしたり、みずから行政の最大効率化に努力をしている自治体に対し、インセンティブを付与するのは当然であると思います。

陳情書の各所に、地方財政の拡充、財源の保障、財務措置の拡充などが述べられていますが、地方自治体の厳しい財源を考えると、この陳情の中に具体的な財源措置の提案がない以上、この陳情については賛成できません。

したが、この陳情には反対します。

最後に、陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情についてですが、今回の消費税率の10%への引き上げにより得られた財源は、国の債務の抑制と増大する社会保障費の財源確保を目的とするものです。消費税は最も公平な税負担方式とも言われており、今回の増税がなければ財源の健全化がおくれ、社会保障の拡充もできなくなります。消費税増税にかわる財源確保のめどが立たない以上、今回の増税は必要なものと判断します。

したが、この陳情には反対です。

以上です。ありがとうございました。

〔4番 神谷利盛 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 議長より発言の許可をいただきましたので、陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情、そして陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の

中止を求める意見書の提出を求める陳情につきまして、市政クラブを代表して反対討論をさせていただきます。

まず、陳情第6号ですけれども、政府は国の役割を地方へ丸投げする道州制を検討していると書いてありますが、そもそも道州制、地方分権とは、権限と財源を合わせて地方へ移譲していくものであり、権限のみの移譲が道州制、地方分権ではありません。国が行うべき事業と地方が権限を持って行ったほうがよりよいものとなる事業と分けて、そこに財源も合わせて権限を移譲していくこととなります。地方行政と一言と言っても、地方が抱える課題は全国一律ではありません。地域、地方ごとに抱える課題はさまざまであり、その実情に合った権限と財源の地方への移譲は、これからは必要になってまいります。

地域の強みは何なのか、弱いところはどこなのか、権限と財源の移譲を受け、少しでも自立ができるよう、地方自治体も考えていかなければなりません。現状の何かあると国の責任でという考え、頑張らなくても交付金を国からもらえばいいという体質、体制から抜け出して、元気な地方、地域をつくって、地方が国全体を引き上げていく仕組みをつくるべきと考えております。

また、公務員の定数削減は国の役割を放棄するものと意見書にありますが、仕事量に合わせて公務員の定数を見直していくということに違和感を感じませんので、この陳情には不採択として御決議をいただきますよう、お願い申し上げます。

それから、陳情第7号ですけれども、沖縄県民の方々の平和に対する思いや、米軍の一部の兵士による問題行動に対する怒りは理解できます。そして、平和に対する思いは、日本国民みな同じだと思っております。

しかし、国の安全、国防については、まず国が考えるべき事案であり、沖縄の基地問題に感情論だけで他の地域が安易に口を挟むべきものではないと考えております。東アジアにおける情勢をしっかりと把握して、沖縄県民を初め日本国民の安全をどのようにして守るのか、そして沖縄県民に対する治安はどのように守っていくのか、それらは全体を含めて国と沖縄県がしっかりと考えて進めていくべきもので、その後は日本政府と合衆国政府が調整をしていくべき課題と考えております。

また、それに合わせて安全保障条約それから自衛隊のあり方、憲法改正も含めて、総合的に国会において議論し考えていくべきものと考えております。賛成をされるのであれば、国防をしっかりと全体的に捉えて考えて、対案をしっかりと明示していただきたいと申し上げさせていただきます。

この陳情に対しては、また同じように不採択での御決議をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、陳情第8号、第9号を反対の立場にて討論いたします。

まず、陳情第8号、保育士の人材定着・確保は、保育現場において全国的な大きな課題であります。大幅増員のために職員配置基準の改善を挙げていますが、それは本来、子供の年齢や関係性など、保育環境や職場環境全体の視点も交えて議論されるべきで、大幅増員のためのみで改善するべきではないと考えます。

次に、陳情第9号ですが、陳情3項目に公定価格や配置基準を大幅に引き上げ、保育労働者の定着、確保を図ることとありますが、これは陳情第8号と同様の同趣旨の内容でありますので、陳情第9号については第8号と同様の理由にて反対いたします。

以上です。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成します。

非正規労働者の割合がふえており、また大企業については法人税率が下げられ、内部留保がふえている状況があります。この陳情で、中小企業に対しては特別支援を行うとともに、最低賃金の引き上げを求めています。

物価が上がる中、賃金がふえなければ、貧富の格差はますますひどくなるばかりです。非正規労働者や時給で働く人々、そして親の貧困により貧困に苦しむ子供たちのためにも、労働者の賃金の引き上げを求める陳情に賛成いたします。

続きまして、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成します。

公共サービス基本法では、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとしてされていますが、努めるものとは、あくまでも自治体の努力義務となっています。

国の責任において、公共サービスの質の向上及び公共サービスにかかわる労働者の賃金、雇用を守る必要があります。このためにも、公契約法の制定を強く求めるもので、この陳情に賛成いたします。

陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成いたします。

日本では、過労死やブラック企業という言葉が当たり前のように使われています。ヨーロッパ

の先進国では、日本より労働時間が少ないにもかかわらず労働生産性が高いことは、各種研究者の報告で明らかとなっています。

8時間働き、8時間睡眠をとり、8時間は自分のための時間として過ごすことが、人間らしい生活の基盤となると思います。

また、高度プロフェッショナル制度については、多くの問題があります。制度の導入や運用についても、労働者にとって働きやすい制度にならないため、より一層の長時間労働を強いられる可能性が出てきています。

人間らしい生活を送るため、労働法の規制を徹底し、労働者が働くことに前向きになれる社会形成のためにも、この陳情に賛成いたします。

続いて、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成いたします。

自治体戦略2040構想研究会の報告書についての勉強会に参加しましたが、地方自治制度をまさに根本から覆すもので、余りにも問題が多く、このまま導入すべきではないと判断いたしました。

日本中どこに住んでいても、憲法が保障する健康で文化的な生活ができるようにするためには、地方財政を拡充することは必須です。そのためにも、この陳情に賛成いたします。

陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情に、賛成いたします。

消費税の引き上げの理由として、社会保障のためと国は説明してきましたが、社会保障に全額使われておりません。また、消費税の増税分は、大企業の法人税の減税や富裕層の所得税の最高税率の引き下げの財源として使われてきています。消費税の増税ではなく、こうした法人税や富裕層の減税したものをもとに戻せば、消費税の増税は不必要になると考えます。

消費税は低所得者や生活保護世帯にも富裕層と同様にかかるため、物価が上がる中、所得がふえない人々にとっては、可処分所得が減ることによりさらに生活への影響が大きくなります。

また、低所得者や生活保護受給者はクレジットカードをつくれないう場合が多く、キャッシュレス決済によるポイント還元の恩恵を受けることができません。

プレミアム商品券についても、限られた期間内に限られたお店でしか使えず、また、商品券を購入するために一時的に多額の現金が必要となるため、低所得者への恩恵が低い制度と言えます。

よって、本陳情に賛成いたします。

陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成いたします。

行政機関の職員の定数に関する法律により、正規職員の数が減らされ、官製ワーキングプアと言われる非常勤職員がふえるとともに、国の出先機関の廃止、縮小が行われ、地域住民への行政サービスの低下を招いています。

そもそも国が行う行政サービスは、どの地域に住んでいても平等に提供されなければなりません。しかし、国家公務員の定数削減により、行政サービスの均一性が担保されなくなってきています。

よって、本陳情に賛成いたします。

陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情に、賛成いたします。

安倍総理は、沖縄県民に対し、沖縄への基地負担軽減に努める発言を行いました。それに対して全く対応していないと思われ。また、民意による県民投票が実施され、沖縄県民の辺野古の基地反対に対する明確な意思がはっきりしたにもかかわらず、県民の声を無視し、辺野古基地建設を進めています。

このように、地方自治体の意思を無視することは、憲法で規定されている地方自治の原則を否定するものと言わざるを得ません。

よって、この陳情第7号に賛成いたします。

陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情に、賛成いたします。

保育職場が賃金に見合わない過重労働によって、保育職場で働かない有資格者が多くいます。そのため、慢性的な人手不足に陥っております。

保育士が保育職場でいきいきと働き続けるためには、配置基準の見直しを図り、職員一人当たりにかかる負担を減らすことが必要です。

また、仕事の量と質に見合うよう賃金を引き上げるため、公定価格の抜本的改善が必要です。このことが保育士の確保につながり、子供を安心して預け、子を持つ親が働きやすい社会づくりにつながることであります。

よって、この陳情のとおり国に意見書を提出することに賛成いたします。

陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情に、賛成いたします。

幼児教育・保育の無償化は、国の施策として導入するものであれば、国が財源を確保すべきであることは明らかです。

また、その中でも、公立園に対しての無償化は地方自治体の責任で行わなければならない今回の施策は、公立園の廃止、民間への移譲を進めることとなり、まさに公立園つぶしの政策と言わざるを得ません。

高浜市においても、公立園がどんどん民営化されています。民営化により、保育の質の低下や突然園が廃止となるなど、問題が浮上してきています。

また、障がいを持つ子供たちが、採算性の問題から保育所へ入園できなくなるおそれもありま

す。

公立園を守るためにも、国の責任で公立園の無償化も行うべきと考えるので、この意見書を国に提出することに賛成いたします。

以上です。

[16番 倉田利奈 降壇]

○議長（北川広人） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 工事請負契約の締結について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可

決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 調停申立て等について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第9号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

各常任委員長より、お手元に配付してありますとおり、総務建設委員会、1つ、防災対策につ

いて、1つ、空き家対策について。福祉文教委員会、1つ、文化拠点施設等について、1つ、地域共生社会について、1つ、高齢者福祉について、1つ、学校教育について。

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長の申し出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

○議長（北川広人） 以上をもって本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れ様でございました。

令和元年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月13日から本日7月4日までの22日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、同意1件、議案10件につきまして、慎重に御審議をいただいた上、原案のとおり御意見、御同意あるいは御可決を賜りまして、まことにありがとうございました。報告4件につきましても、お聞き取りを賜り、ありがとうございました。御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導・御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（北川広人） これをもって令和元年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月13日の開会以来、本日までの22日間にわたり、終始御熱心に御審議をいただきました。本日ここに全案件を議了することができました。閉会することに対しまして、厚く皆様にお礼を申し上げさせていただきます。

当局におかれましては、会期中に出されました御意見等を十分に尊重されまして、今後の施策に反映されますことを強く要望して、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時49分閉会